

令和元年 10 月 15 日

お客さま 各位

J Aバンク神奈川

令和元年台風第 19 号に伴う災害にかかる 被災者の皆さまへのご対応について

このたびの令和元年台風第 19 号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

J Aバンク神奈川では、災害救助法（本県の対象地域は別添のとおり）が適用された地域の被災者の方々に対しまして、以下のとおり便宜の取扱いをさせていただきます。

なお、本件にかかるご相談につきましては、お客さまのお取引のある店舗の窓口までお願い申し上げます。

- （１）貯金の通帳、証書、印鑑等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでお気軽にご相談ください。
- （２）ご事情により、定期貯金等の期限前払出または定期貯金等を担保とする貸出につきましても、ご相談に応じます。
- （３）損傷した日本銀行券や通貨のお引換をいたします。
- （４）今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情により対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- （５）今回災害のため支払ができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についても、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- （６）国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
- （７）災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続の簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済融資等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行いますのでご相談ください。
- （８）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

以 上

神奈川県における災害救助法適用市町村

令和元年 10 月 15 日現在

川崎市	高座郡寒川町
相模原市	足柄上郡大井町
平塚市	足柄上郡松田町
小田原市	足柄上郡山北町
茅ヶ崎市	足柄下郡箱根町
秦野市	足柄下郡湯河原町
厚木市	愛甲郡愛川町
伊勢原市	愛甲郡清川村
海老名市	
座間市	
南足柄市	(11 市・7 町・1 村)

以 上